研究会記録

新日窒安定賃金争議と 労働委員会あっせんをめぐって

安定賃金争議と労働委員会あっせんを語る

九州大学名誉教授,元熊本学園大学社会福祉学部教授 荒木 誠之

質疑討論

資料 1 あっせん案原文

- 2 安賃斗争と反合理化の斗い -水俣斗争小史-
- 3 簡易年表

研究会記録

チッソにおける労働組合運動と安定賃金争議: 地労委あっせんをめぐる荒木講演に寄せて

熊本学園大学社会福祉学部教授 花田 昌 宣 水俣学研究センター事務局長 花田 昌 宣

ここに収録するのは、水俣学研究センターが主宰しているチッソ労働運動史研究会 (2008 年 6 月30日) でなされた新日本窒素株式会社における1962~3年の安定賃金争議にかかる荒木誠之氏の講演とその後の質疑の記録である。労使関係研究においても省みられることも少なく、ほかの大争議に比較して本格的な研究もなされていない新日本窒素労働組合 (以下、新日窒労組) の争議であるが、労使関係史や企業史研究にとっても、また労働運動史上ももっと光を当てられてしかるべきと思われるので、ここに収録することにした。

ここでは、荒木報告と研究会での質疑の前置きとして、研究会に至る経過、安定賃金争議 (以下、安賃争議ともいう)の概略とその背景を記述しておきたい。

なお、末尾に資料として、熊本地労委あっせん案の現物写真(資料1)、当該労組が作成した争議の経過と分析を記した総括資料(資料2)及び略年表(資料3)を掲載した。

新日室労組資料とチッソ労働運動史研究会

チッソの労働組合は、1946(昭和21)年1月26日、日本窒素水俣工場労働組合として産声

を上げ、紆余曲折を経て1951 (昭和26) 年合化労連に加盟し、新日窒労働組合として再出発、安賃争議過程での新労 (第二組合) との分裂や幾多の争議を経て、2004 (平成16) 年3月解散大会を開き、翌2005 (平成17) 年3月30日最後の組合員2名の退職をもって組合の歴史を閉じた。

この組合事務所には、結成以来の膨大な資料が残されていた。単一の労働組合として60年 近い歴史を持ち、多くの資料が分散することなく残されており、歴史の記録を残していくと いう観点からもまた研究にとってもきわめて貴重な財産と判断された。組合としては、組合 解散が日程に上ってくる頃から、資料の保存を考え、関係機関に打診していたようであるが、 引き受けてくれるところはなかったようである。

組合事務所閉鎖以前から、我々は組合資料の重要性に鑑み、熊本学園大学水俣学研究プロジェクトとして科研費を受け、労働組合(以下、労組という)と協議の上、組合員や退職組合員と資料整理を始めていた。おりしも、熊本学園大学水俣学研究センターの設置と現地研究センターの開設が決定され、2005(平成17)年8月組合資料を移管し、整理、保存、公開していくこととなった。資料整理は水俣学研究センターが実施するオープン・リサーチ・センター研究事業の第三プロジェクトとして、花田を責任者として、山本尚友研究員が元労組員とあたってきている¹⁾。資料整理の開始とともに、花田が少しずつヒアリングを開始していたのであるが、2006(平成18)年10月より、フォーカスグループインタビュー方式での研究会を始めた。これには佐賀大学や九州大学、大阪市大の研究者も加わった。

研究会は、資料に基づき、時系列的、時期区分に基づきテーマを設定して討論をするという方法をとっていた。討論テーマが、安定賃金争議にかかる頃から、労働委員会のあっせんについて、当時熊本県地労委の公益委員としてあっせんにあたられた荒木誠之氏の招聘が決定され、2008(平成20)年7月第14回研究会を持ったのである。

荒木報告の意味

荒木氏の研究会報告は、争議の最終局面における熊本県地労委によるあっせんの経過を、個人の経験に基づいて話されたものである。もとより、公表することを目的として話されたものではなく、その当時の組合当事者にメッセージとして心情も含めて話していただいたものである。

荒木氏は、これまで、このあっせんの経過について話すことはなかったと言われていた。 もちろん、職務上知り得た事実に関しての守秘義務があるからである。ただ、それだけにと どまらないものがあることは、報告記録を読んでいただければわかることと思う。

筆者は、熊本学園大学の同じ学部の教員として親しく接していたが、詳細に至る話を聞いたことはなかった。荒木氏が「あっせん秘話」を初めて語ったのは、熊本学園大学大学院で

¹⁾組合資料目録は2009年6月に刊行予定。

安定賃金闘争に関して研究をした大学院生の深草雪英さんに対してではなかったかと思う。 労働の意味を考えたいと大学院で研究を開始し選んだテーマがチッソの労働者たちであった。 仕事の傍ら、水俣に通い、組合資料に沈潜すると同時に、退職労働者の聞き取りを続けてい た。その姿を知った荒木氏が記憶の奥底にしまい込んでいたあっせんの過程を深草さんに話 しはじめてくれたのであった。彼女は、民間会社に勤めながら社会福祉学部二部を卒業し、 修士課程まで修了した社会人学生で荒木先生の講義も受けていた。彼女の研究成果は修士論 文²)としてまとめられ、未だ公刊されていないが、原資料に当たりつつ証言を再現した本格 的な研究である。とりわけ、労働者たちから高い評価を受け、感謝の辞を受けている。

その後、水俣学研究センターを立ち上げてから、先に述べたように移管された組合資料の整理と平行して労働運動史研究会を開始したが、そこで荒木先生の話を聞きたいという話が持ち上がっていた。私自身は、荒木先生のお気持ちを斟酌して、かなりの期間躊躇していた。ただ、当時、安賃争議の当事者である元組合員たち、特にリーダー層が他界されていく中で、今語っていただかなければ、もう機会は持てないだろうと判断し、思い切って連絡を差し上げたところ、幸いにも引き受けていただくことができた。

当日は、30人近い元労働者たちが参加し、荒木氏の話に聞き入った。その後の討論でも話が尽きることはなかった。

荒木氏には研究報告ではなく、労働委員会のあっせん員としての体験談をお願いしたが、あっせん員の創意工夫に基づいて争議の解決に導いていくあっせんの過程がものの見事に描き出されている。法学研究者として厳密な荒木氏をみてきた私にとって、このような実世界の中での苦闘をされてきたことは驚きでもあった。荒木氏は、後に労働委員会に関するテキストの中で「労働委員会の公益委員を法曹資格を持つものに限定すべし」という議論を批判して、次のように書かれている。「労働委員会の専門性には、法技術的なものだけではなく、労使関係の論理と実態をふまえた紛争解決能力が必要とされているのである。」3)

講演の中にも出てくるが、あっせん案において、争議指導者2名の自発的退職(実質的解雇)を提示したことは、籾井常喜氏から「不当労働行為に手を貸すものであり」⁴⁾と手ひどく批判されている。また、弁護士の山本博氏も労働委員会は「団結権侵害機関と化した」のであり、「弾圧機関的争議解決案」を出した⁵⁾と悪罵を投げつけている。

こうした批判が正当であるか否かは、安賃争議の解決過程とその後の展開をみれば、当っていないことは自ずと明らかだと思われるが、荒木氏は何ら反論することなく、今日に至っている。労働争議が生き物であること、緊張した時点での「労使関係の論理と実態をふまえた紛争解決能力」こそが求められていることを改めて感ずる。と同時に労働組合への信頼を

²⁾ 深草雪英『水俣労働者による安賃闘争の意義:原資料の解読と聞き取りから』熊本学園大学社会福祉学研究 科2004年度修士論文、2005年

³⁾ 荒木誠之「労働委員会と裁判所」日本労働法学会編『現代労働法講座 5 巻労働争議』総合労働研究所、1980 年、p22

⁴⁾ 籾井常喜「争議責任追及と労働委員会の使命」『ジュリスト』No. 269、1963年、p40

⁵⁾ 山本博「新日窒の争議と労働委員会の斡旋」『労働法律旬報』No. 481、pp. 29-30

抜きにこのような解決策は成立し得なかったのであろうと思われる。

50年代の主要な労働争議をみれば明らかなように、これほどの大争議を経た場合、通常、組合分裂以降争議を担った組合は消滅するか分裂組合(第二組合)に飲み込まれていくのであるが、この争議の場合には争議終結後もなお、新日窒労組は多数派組合として残った。

この研究会に出席した30名近くの元組合員たちはその歴史の生証人なのであり、46年前の歴史を改めて共有した瞬間であった。

新日室労働組合

チッソ⁶⁾ における労働組合は1946 (昭和21) 年にさかのぼる。戦後復興の中、当時の日本窒素は、ホワイトカラー層が中心となって従業員丸ごとの労働組合組織を結成する。日本窒素水俣工場労働組合が1946 (昭和21) 年1月26日、組合員数は3241名で結成される。ついで2月には大阪本店従業員組合、東京事務所従業員組合が結成され連合会組織となる。元組合員からの聞き取りによれば、この組合は労使対立型労働運動として出発したというよりは、戦後復興の中で日窒復興と労働条件改善を重ね合わせた企業内労使協調組織であった。資料に基づけば、1948 (昭和23) 年10月10日段階で、産別会議系の全日化九州地協熊本支部として日窒水俣分会(いわゆる工場労組)がおかれており、組合員数621名であった⁷⁾。

ただし、1948(昭和23)年の旭化成の大争議を経て、全日化九州地協自体が組織実態をなくしていき、1950(昭和25)年のレッドパージ、労働戦線再編の動きの中で、この会社における労働組合もまた再編され、この年の末に、革新労組が結成され、瞬く間に従業員の過半数を組織し、翌1951(昭和26)年2月27日工場労組を吸収、そして、8月には合化労連に加盟し、合化労連新日本窒素水俣工場労働組合としてその後のチッソ内労働運動の出発点となる。

この組合は、合化労連の実直な「優等生」組合であったと言われた。というのは、当時からの元組合員の証言によれば、全国の労働運動から離れていて、ストライキやデモの仕方さえあまり知らなかった地元労働者たちが、単産指導部の決定を愚直なまでに受け入れて、労働組合としての実を形成しようとしていたからであった。実は、そのリーダーの一人が、後に会社幹部として労働組合のみならず水俣病患者との対決の前線に立った河島庸也氏(1952(昭和27)年、第15期書記長)であったことは興味深い。当時組合リーダーたちが会社幹部に昇格していくことは珍しくなかった。少なくとも労使対決型の労使関係はとっていないものの、合化労連傘下の組合として、賃上げ闘争などのスト権確立の上で統一要求闘争には参加していた。

この組合が、独自に闘争を組織したのは、1953(昭和28)年の身分制撤廃闘争であった。

⁶⁾ 戦後、日本窒素は1950 (昭和25) 年、新日本窒素肥料株式会社に社名変更、さらに1965 (昭和40) 年、チッソ株式会社に社名変更、現在に至る

⁷⁾ 労働争議調査会『戦後労働争議実態調査第8巻 化学工業の争議と組合運動』1958年9月、p325

当時、会社内では、社員と工員とでは、「身分」上の格差がもうけられており、かたや社員は 月給制、工員は日給制で定年も異なっていた。職工の日給が90銭であるのに対して大学卒の 月給は65円、ボーナスも職工が5日分であるのに対して社員は3ヶ月分支給されていた。工 員のほとんどが地元採用であり、ホワイトカラー層は地元から採用されることはなかったと いう。戦後の日本の大きな労働争議では、解雇合理化と並んで工職身分差別撤廃が大きな争 点となっていたが、この会社では、他の大企業にかなり遅れて工職身分撤廃闘争を組織し、 10月から11月26日まで長期ストライキを実施し、成果を収めている。ただし、実質的なこの 身分撤廃が実現したのは安定賃金争議以降のことである。

合化労連傘下での春闘と安定賃金争議

さて、高度成長期にはいる1955 (昭和30) 年、春期賃上げ争議における八単産共闘、1957 (昭和32) 年からの総評による組織的な春闘方式の始まりの中で、新日窒労組も単産加盟労組として統一闘争に参加し、毎年春にはスト権を確立した上で賃上げ争議を実施している。その意味で、合化労連の中での「優等生」であった。

とはいうものの、地元出身者を中心とする工場労働者は、企業と対立する労使関係を構想していたわけではなく、あくまでも企業発展と労働条件改善は表裏一体のものとして意識されていたといえよう。というのも、水俣市におけるこの工場の社会的経済的位置の特殊性を考慮し、かつ水俣市ではチッソの本工として就職することは、僥倖でありまた「エリート」としてさえ認められていたという事実をふまえるならば、大河内一男のいう「主従の情誼」が擬制的にであれ醸成されていたことは否定しがたいところがあるからである。

そうした労使関係に大転換がもたらされたのが1962 (昭和37) 年の安定賃金争議であった。 すでに、戦後の一連の大争議から50年代末の鉄鋼争議を、そして1960 (昭和35) 年の三池争 議をへ、60年代の経済発展の中で、日本の民間労働運動は安定的労使関係の構築が進んでい た。もちろん、争議が終結したわけではなく、制度化された関係の中での労働争議が中心と なっていたということである。

ところが、この安定賃金争議は組合側の無期限スト権確立と会社側のロックアウトの対抗 の中で1年近くにわたるパワー・バーゲニングが展開されたのであった。

安定賃金闘争の経過

1962(昭和37)年2月1日、例年通り、労組は賃上げの要求書を会社側に提出し、交渉を開始する。しかし、会社からは何ら回答がないため、3月28日第一波ストを皮切りに波状ストを実施、4月16日には無期限スト体制を構えた。それに対して、4月17日、会社側は「安定賃金方式」に基づいた回答をした。

これは、3年間の賃金をめぐる平和協定と言うべきものであった。1962(昭和37)年は同

業他社より500円低い額、1963(昭和38)年はその妥結額に500円を加算した額、1964(昭和39)年、1965(昭和40)年は同じく1000円を加算した額というのが賃上げにかかる回答であり、これが了承されるのであれば、組合が合理化に協力し、会社は合理化による人員整理は行わないという旨の協定の締結を用意する、というものであった⁸⁾。

当時、アメリカなどでは、複数年にわたる賃金交渉契約が既に始まっており、日本でも導入が図られたことがあった。化学産業では、1961(昭和36)年に東海瓦斯化成、1962(昭和37)年には日本水素工業で導入が図られていた。

ただし、新日窒の場合、この会社側の提案が複数年にわたる期間の賃金交渉とその間の休 戦協定を目指していたとは到底思えない背景があった。

それには合化労連委員長である太田薫総評議長のもとで展開される春闘体制に対する経営側の意思を理解しておく必要がある。企業別組合とそれに基づく単産が連携し足並みを揃えて賃金交渉を行うものであり、企業別労働組合という組織形態を持つ日本の労働運動の弱点を克服するものであった。それに対して、安定賃金方式は、この春闘方式から離脱して、個別企業における賃金交渉をはかるものとして打ち出されていたのである。

また、当時の新日窒は、化学産業の中でも技術水準の高さを誇っていた反面、製造を水俣工場に依拠し、石油化学への転換が遅れていたため、50年代末から石油化学進出を計画し、千葉への進出を中心とした長期合理化計画を実施に移そうとしていた。さらに、1956(昭和31)年に発生が公式確認された水俣病は、当時、会社側が正式に認めることはなかったものの、工場排水に含まれる有機水銀をはじめとする重金属であることは、熊本大学の研究班などの調査によって明らかにされていた。

会社側としては、石油化学産業の発展に伍していくこと、そのための合理化計画(製造工程の改廃、新製品の開発、生産拠点移転)を実現するための「安定的労使関係」の構築を、この安定賃金方式のなかに込めようとしたものであった。この会社の企業体質とこれまでの労使関係の経験からいえば、若干の軋轢は予想されるものの、最終的には認められるだろうと会社は読んでいたと思える。

しかしながら、労働組合の反応は、従来とは全く異なっていた。4月21日製造部門72時間スト、24日からは有機部門無期限ストに入る。ストライキを背景に団体交渉が行われるものの、会社からのあらたな回答はなく、組合は中労委にあっせん申請を決定し会社側も応じたため、5月3日にストを解除した。しかし、中労委のあっせんは、双方の主張が歩み寄らず6月6日あっせん不調で打ち切られた。

争議の展開過程と労働委員会によるあっせん

労働委員会には、国の行政機関として中労委と都道府県ごとにおかれている地労委とがあ

⁸⁾ 末尾資料2を参照。

る。労働委員会は行政委員会であるものの、行政機関から独立して職務権限を行使しうるよう独立性が確保されている。委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成される。労働委員会の機能は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う調整的機能と不当労働行為の判定やそれに伴う救済命令、労働組合の資格審査などの権限を有する判定的機能という二つの機能を有する。

あっせんとは、労働委員会の会長から指名されたあっせん員が、個人として、労使の中間に立って双方の歩み寄りをすすめ、労使間の争議解決をはかろうとするものである。いかなるルールに従ってあっせん活動を行うかに関しては実定法上の規定がなく、労働争議の態様や状況に従って、自由かつ現実的に調整活動を行い、労使間の労働争議に円満かつ迅速な解決を図ることが目的である。

方法としては、労使の一方が申し立て相手方がそれに応じた場合に開始され、原則として 三者構成で進められる。それとは別に、労働委員会の職権に基づいて開始されることがあり、 これを「職権あっせん」という。

安定賃金争議においては、先に述べたように中労委が5月15日、あっせん員を指名し、 あっせんに乗り出しているが、6月6日、あっせん不調の結論を出している。それ以降争議 はますます長期化する。

その後団体交渉が再開されるが、進展せず、7月2日よりストライキを繰り返した。7月23日、会社側は全面ロックアウトを通告、組合も全面無期限ストで対抗する。また、このとき、係長たちを中心に第二組合(新日本窒素水俣工場新労働組合、いわゆる新労)が結成された。争議は、合化労連の支援を受け、全面的に展開、水俣市を二分する争議となった。8月には、強行就労、生産再開、それに対する組合側の説得活動、農民会の組織化など地域ぐるみでの争議が展開されていった。8月14日、熊本地労委が職権あっせんを開始。あっせん員に公益委員の荒木誠之、荒木精之の両氏が任命された。組合側はあっせんを受けることを代議員会で決定するが、会社側はあっせんに応じない姿勢を見せた。事情聴取にも資料提出を拒んでいた。あっせんは一時中断されるが、その間会社は第二組合と交渉し、9月17日安定賃金協定に調印し妥結した。一方、子会社の扇興運輸での労働組合結成と新日窒労組と共闘、地域拠点の強化、合化労連の支援強化など争議はますます拡大、長期化していく。

12月に入り、地労委は、双方に改めて団交再開を申し入れ、本格的なあっせん工作に入った。その辺りの経過は荒木氏の報告に詳しい。年末までの大詰めの折衝が行われ、だいたいの骨子が固められた。あっせん案は、賃金に関しては、おおむね会社側の主張が通り、人員整理に関しては希望退職を募る等の方法で行うとされた。また、争議指導者の2名が退職するという案が盛り込まれた。

合化労連は、あっせんが不調になればなお争議を継続しうるだけの資金的体制も構築していた。このあっせん案に対しては、長期ストライキを闘ってきた組合員から批判の声も少なくなかったが、1月13日2400名の組合員で大会を開き、あっせん案受諾を決定。一方会社側

は、21日受諾を発表し、22日ロックアウトを解除し組合もストライキを解除した。

2月1日から組合員の就労が再開されるが、それ以降、賃金差別、不当配転をはじめとする第一組合員に対する様々の差別的処遇が繰り返され、組合はなお長期抵抗路線を掲げて運動を継続する。その後については稿を改めるが、この争議をくぐり抜けた労組は、なお力を保ち、1968(昭和43)年8月30日、組合定期大会で、公害発生企業の労働者として「何もしなかったことを恥とし、水俣病と闘う」という有名な「恥宣言」を採択する。水俣病患者支援を打ち出し、水俣病訴訟において、被告チッソに対し原因企業内の労働組合でありながら、訴訟支援を打ち出し、また組合員が企業内従業員でありながら原告患者側証人として証言台に立つなど、日本の労働組合運動の歴史の中で希有な組合であったという事実だけは特筆しておきたい。

参考文献

吾妻光俊「『安定賃金協定』と労使関係」『ジュリスト』 No. 269、1963年

阿久沢亀夫「労働争議の調整」日本労働法学会編『現代労働法講座第14巻労働争訴』総合労働研究所、1985年 荒木誠之「労働委員会と裁判所」日本労働法学会編『現代労働法講座第5巻労働争議』総合労働研究所、1980年 石井照久編『ケースブック労働法』有信堂、1964年

石田博文『抵抗の中から』新社会党熊本県本部、2001年

岡本明保「新日室争議を省りみて|『労務研究』Vol. 16 No. 3、1963年

加藤康夫「安定賃金・合理化解雇との闘い」総評弁護団編『戦後労働争議と権利闘争』労働教育センター、1977 年

熊本地方労働委員会事務局「新日本窒素工場争議あっせん経過」『中央労働時報』、第394号、1963年

合化労連新日本窒素労働組合『安賃闘争』1973年

新日本窒素水俣工場新労働組合『やっぱり私たちは正しかった』1963年

チッソ水俣新労働組合『育ちゆく新労の記録:この真実の前に』1965年

月岡弥三一「新日窒水俣争議の教訓 | 『エコノミスト | 1963年2月19日号

東京大学労働法学会『注釈労働組合法下巻 労働協約、労働委員会、罰則、附則』有斐閣、1982年

日本労働協会『全国的労働争議調整実態の研究』下巻、1966年

深草雪英『水俣労働者による安賃闘争の意義:原資料の解読と聞き取りから』熊本学園大学社会福祉学研究科 2004年度修士論文、2005年

籾井常喜「争議責任追及と労働委員会の使命|『ジュリスト』№ 269、1963年

山本博「新日窒の争議と労働委員会の斡旋」 『労働法律旬報』 No. 481、1963年

労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査第8巻―化学工業の争議と組合運動』1958年

研究会記録

安定賃金争議と労働委員会あっせんをめぐって

九州大学名誉教授 荒 木 誠 之

荒木でございます。みなさんとは半世紀も前に、その立場こそ違えお互いに苦労したので、あたかも戦友会に出席したような気持ちでおります。私も今年で83歳の仲間入りになりまして、言ってみれば後期高齢者、記憶もだいぶ薄れました。今回この会合に出るということで資料などを調べて、多少記憶もよみがえってきました。忘れ残りのいくつかを皆さんがたにお話をして、あとの討論のなかで活かしていただきたい。まずは、私のほうでしばらくお話をさせていただきたいと思います。

私が地労委に出ましたのは、昭和29年で、地労委というのは公益代表と労働者代表、使用者代表の三者で構成しております。それぞれの都道府県内のいろんな争議のあっせん、調停、仲裁という争議調整と、使用者の不当労働行為の審査を通じて、労働関係を合理的に解決する仕事をやっているところです。あとで聞いたんですが、私が公益委員になったとき、全国で最年少者だったそうです。公益委員は労使の委員の同意が必要になるのですが、使用者側委員に「子どもみたいな者に公益がつとまるのかね」という意見があったそうですが、他に労働法の専門家がいないということで任命されたと聞かされたことでした。チッソの安定賃金争議の担当になったときは、私は三十代の後半だったと思います。熊本地労委の公益委員の中では最年少者でありました。

チッソの争議については、最初は中労委があっせんをやったんですけれど、双方の主張が 歩み寄らずに、中労委が匙を投げて、あっせん不調ということになり、全面的なストライキ とロックアウトという対決状態が続きました。中労委は二つ以上の都道府県にまたがる争議 を取り扱うのですが、地域に根を下ろしていないので、双方の言い分を聞いてみて、難しけ れば投げだすというか、ややビジネスライクにやるというような感がありました。その点、 地労委になりますと、地域社会の労使関係を扱うのですから、多少の無理をしてでもできる だけ解決しようという気になるわけです。その辺が争議調整についての中労委と地労委の ニュアンスの違いといえましょうか。

また、労使の委員の立場や姿勢ですね、これも地元の労働組合、企業を代表して出ているわけで、中労委とは違うところがあるようであります。中労委があっせんを投げ出したあと、県内では、この争議をこのまま放置するのは労使双方にとって良くない、のみならず、これは地域社会全体の問題としても放置できない問題ではないのか。そういう機運が強くなってきました。嘗てない大争議になり水俣は騒然たる状況でありました。合化労連の太田委員長

が寺本知事、その当時の県知事は寺本さんですが、寺本さんに会われて、知事として争議の解決のため努力をして欲しいということを言われて、知事のほうも努力するという返事をしたとのことでした。新聞等ではそういう報道がなされていました。

その後しばらくたった頃でしょうか、私ともう一人の荒木精之さんと2人が知事に呼ばれ (公舎だったか県庁だったかそのへん記憶は、はっきりしません) ました。そして水俣の争議について一肌脱いでやってくれないか、とのことでした。それを背景に、県のほうで、予算とか色んな面で特別なサポートをしてくれました。両方とも姓は荒木だったのですが、名のほうも精之と誠之で、発音では区別がつかない。もう一人の荒木さんは『日本談義』という雑誌を出していたので、荒木談義さん、私は熊本大学にいましたので荒木大学さんということになり、地労委のみなさんは簡単に、談義さん、大学さんと呼んでいました。それまで二人とも公益委員として一緒に仕事をしていたのでした。

労働委員会には、総会というのがありまして、毎月1回開くのですが、この総会でチッソの争議が議題となりました。組合から不当労働行為の申し立ても出ていました。地労委としてこの争議を傍観するに忍びない、これを何とかしようとの意見が出てきました。しかし、地労委で争議調整をするにはルールがあるんですね。すなわち、あっせんをどちらかから申請する、あるいは調停を双方から申請する、などが通例です。いずれにしても当事者から、なにも働きかけがないのに、地労委が一方的に割り込んでいくことはしないのが原則です。労使自治にたいする干渉となるからです。どうしても介入が必要なときは、職権であっせんか調停をやるという手段もありますが、それは労使の自治に対する不当な介入になるので、慎重にしなければなりません。とくに調停はそうです。あっせんは調停よりもゆるやかな手段ですが、労使の当事者はあっせんを受けないこと、つまりはじめからこれを拒否することもできます。そうなると労委としてはお手上げです。

チッソの争議は、中労委のあっせん不調以後、労使の全面対決状態が続き、どちらからも あっせんの申請がない。しかし、これは地労委として傍観すべきではないとして、職権あっ せんをするということを総会で決めました。その背景には、前に言ったような知事と太田さ んとの交渉のいきさつがあったのです。

ところで、あっせんの場合は、労、使、公益の三者構成でやるのが原則です。労働者側委員と使用者側委員、それに公益委員、この三者でもってあっせん委員になる、労使それぞれは、自分の側の会社や組合の意見を聞いて、それをあっせん委員の中で具体的に調整しながら、公益委員を交えて解決の方針と手順を考える。これが通常のあっせんのやりかたです。ところが水俣争議について、その時の総会では、通常のあっせんのように労使委員が主役にならないどころか、あっせんに加わらないことになりました。とくに議論したうえでそうなったのではなく、さらっと決まりました。何でそういうふうにでたのか分かりませんが、中労委が投げ出した事件を地労委がふつうのやり方でやっても、おそらくまとまるまい、双方に合化労連と日経連がバックアップしているから、地労委がやるべき余地が、はたしてあるかどうか。へたに手を出せば、やけどをするのがおちだろう。まあ、こんな気分があったの

も事実でした。

その危惧は公、労、使のいずれの委員も感じていました。しかし職権であっせんをやるからには、特別な方法でやるほかはない、そんな雰囲気のもとで、労使の委員が加わることを遠慮され、公益委員のみで、しかも二人でやれ、ということになったのでした。フリーハンドでやれる権限を与えるということで、全権委任されたかたちになりました。

荒木談義さんのほうは、すでに地労委の委員を辞めていたんではないかと記憶します。彼は確か県の教育委員をやっておられました。公益委員の中で法律家は会長ともう一人弁護士さんがおられました。会長は全体の責任者ですから、全体の指揮をとる。そうすると、もう一人の弁護士さんとなりますが、非常に温厚な方でしたから、大争議をまとめるにはちょっと、ということを皆さん考えられたのかもしれません。そうすると、労働法を専門にしている荒木誠之と、公益委員の経験があり、手腕もたしかな荒木精之さん、ということになったのでしょう。ともかくこの二人があっせん員に指名されたのです。

荒木精之さんは、当時県の文化界の大御所的存在で、気性も人生意気に感ずるような人でした。かねて信頼していた荒木さんと組んで仕事ができたのは、私にとって極めて幸運なことでした。地労委では、この二人に全権委任をするので、途中でこまごました経過報告などする必要はない、最後まで二人でやってくれということでした。このような形のあっせんは、おそらく他には例がないと私は思います。

そういう経過をへて、地労委が労使当事者の申請をまたずに、あっせん作業にはいったんです。その前にですね、一つ、これは私は誰にも言っておりませんけれども、事前の工作をしました。あっせんを始めるとしても、会社は完全に自分のほうが優勢と決めていますから、地労委が乗り出してもこれに応じる気色はさらさらない、ということは十分に分かっておりました。そこで、まずは会社をあっせんの席につかせるには、型どおりの手続きをしても駄目で、すぐに拒否するだろうということは当然予測されました。なんとかあっせんを軌道にのせるには、事前の工作をしなければならない。そのためにはどうしたらいいのか、地労委はいろいろと考え、各方面の意見を聞いたようです。

そのなかで、チッソのお金の問題、争議には労使ともに莫大なお金がいりますので、会社の主要な銀行、つまり日本興業銀行からまず取り掛かるのが良かろうということになりました。興銀に行って、しかるべき人と会って、「地労委はこういう事であっせんをしたいので、会社が拒否しないように銀行のほうでも協力をしてほしい」と相談することにしました。これが成功するか分からんけど、失敗しても元々だから、興銀にいって話をつけるように、それを私に行けというのです。ところが、私は三十代後半の若輩で、世間一般の常識では、駆け出しの者に過ぎないのです。また、興銀のお偉いさんにはなんの面識もありません。さてどうしようかなと困ってしまいました。とにかく興銀に通用するような紹介が必要なので、その手づるを探しました。いろいろ探した結果、灯台もと暗しというべきか、身近にその人が居ました。旧制五高で同期の人が、興銀の幹部と熊本大学法文学部の教授に居ました。熊大のドイツ語の高野先生です。それで高野先生に、これこれしかじかで、「わたしが興銀に

行って、争議関係で興銀にも一肌脱いでもらうため話をしに行きたいけれども」という話をして、紹介状を書いていただき、興銀に行ったとき門前払いをしないで、話だけでも聞いてくれという風に伝えてもらいました。高野先生のお陰で興銀行きの手はずはできました。そこで興銀に私一人で行きまして、幹部の人と会いました。地労委として、争議の事態を放置しがたいので、解決のため努力したい、これは決して成算がある訳ではなく、失敗する公算のほうが大きいかも知れないけれども、ともかくあっせんをやってみたいと切り出しました。ついては、会社が地労委のあっせんを拒否せずに出てくるように、興銀の方からも口添えをお願いしたいと申しました。興銀の方では、話のことは理解できましたということで、熊本へ帰ってきました。それが果たして直接に効果があったかどうか、あっせんを始めるということになったとき、会社はこれを拒否しないで出てきてくれました。これがあっせんに入るまえの経過であります。

あっせん開始の当初は、地労委事務局の会議室で当事者双方をよんで作業をやっておりました。北川さんというみなさんご承知の工場長ですね、あの方が会社側で出てきましたが、向こう意気の強い人で、自分の言いたいことを一人でまくしたてるという具合でした。私は黙って聞いていましたけど、談義さんのほうは少し腹を立てて、北川工場長と少しやり合ったりしました。そんなことで会社のほうも一応、あっせんに応じることになってきました。だんだんあっせんが本格的になる段階で、北川さんは工場長で、人事・労務の責任者ではなく、性格的にも争議調整に向かないと会社は考えたのでしょう、北川さんを引っ込めて、本社から取締役の入江寛二さんが来て、地労委との対応は原則的に彼が担当することになりました。入江さんという人はなかなか思慮の深い方で、感情をあらわさず、できる限り地労委の話も聞いた上で、持ち帰って社内で検討するという姿勢をとってくれました。ときには副社長の吉岡さん、取締役の児玉さんも出て来られるということでありました。また、ロックアウト中の工場は、いわゆる第二組合員が作業に従事していましたので、その生産状況を実地で確認するために、工場に入ったこともありました。あっせんが軌道に乗ってきて、当事者双方も本気であっせんのつめに入る段階にきたのは、11月の終わりから12月半ば頃ではなかったかと記憶します。

あっせん作業が大詰め段階になりますと、深夜の作業もしばしばで、あっせんにあたる両 荒木の疲労も重なる、事務局では仮眠の場所もない、といったことで、地労委の事務局での 作業は事実上無理になってきました。また、会社もその都度東京から来るという態勢では対 応できません。組合のほうも、熊本市内に陣取って即応態勢をとらねばならぬ、ということ になりました。そこで私たち二人のあっせん員と、事務局では高木課長と主事が、ホテルに 常駐することにしました。また会社も組合もそれぞれ市内に宿をとって、あっせんに即応す る態勢をとりました。今思いかえすと、大詰めの段階では10日ばかりはほとんど徹夜に近い 状態でした。というのは、組合と折衝して、次には会社と折衝するということの繰り返しで すから、相手替われど主替わらず、といった具合で、いつしか明け方を迎えることになるの でした。組合側ではいつも、合化労連の太田さんとチッソ水俣組合の江口さんが出て来てお られましたね。また、組合連合会委員長の長野さんも来られことがありました。太田さんと 江口さんは常に一緒だったような記憶があります。会社側は常に入江さんが来られていまし た。あっせんについて、会社側では入江さんに専従みたいな役を与えていたようでした。 あっせんの最終段階の詰めは、両荒木と太田さん、入江さん、この4人の間で煉られたとい うことになります。もちろん入江さんは会社の意思を担ってのことです。

私の印象に強烈に残っているのは、最後の段階で、太田さんが私どもの部屋にこられた時のことです。その時、太田さんは非常に緊張した面持ちで入って来られました。そして思いがけなく開口一番「この争議は組合が負けた」と言い放ったのです。そして「ストの幕引きをしなければならんけれども、委員長のほうから組合員に対して、この戦いは負けたとは言うに言えない。」との苦衷を吐露されました。「ありきたりのあっせん案では会社は即拒否するでしょう、あっせんを会社にのませる仕事を、地労委がやってほしい」と訴えられました。その中に「地労委が悪者になってください」との言葉がありました。提案の核心は、組合の最高幹部二人が会社を辞める、ということにありました。労組の提案としては未曾有のことです。こちらは全く予期しない事態でした。ともかく組合の最高責任者二人の辞職を核として、会社側との折衝をやってほしいという申し入れでした。

この提案を述べながら、彼の両眼から大粒の涙が流れ落ちました。着ていたシャツがびっしょり濡れてしまいました。あれは本当に誠意のあふれた申し出で、その様子と発言はいまも鮮烈に脳裏に残っています。この太田さんの提議に、こちらはとっさに言葉がでない、しかし彼がそれほどきつい決意をし、真情を吐露して頼まれたのですから、改めて両荒木は他に相談するまでもなく、その案をもとに作業を進めることにしました。

太田さんが帰ったあと、談義さんのほうは、これで解決に行くぞと喜ばれたけれども、私は非常に苦しい立場に立たされたのです。太田さんと同じように苦しいわけです。というのは、私は本業は労働法の学者として大学にいるわけです。争議行為の責任者を使用者が解雇するというのは、不当労働行為になり、労働組合法で禁止していることですね。それにあたることを、私があっせん案に書かなければならんことになるわけです。これは、一人の学者としての立場からすれば、とんでもないことであって、普通ならそんなことできませんと拒否するでしょう。「私は、痩せても枯れても労働法の専門家ですから、そういう不当労働行為になることをあっせん案に書けますか」というところです。しかし私は、争議解決のために地労委から全権委任されてこれまで苦労を続けてきたことだし、ここで争議解決のチャンスを逃がす事は地労委としていかがなものか、など考えると、私個人の学者としてのプライドとか地位とか、そういうアカデミックな世界でのことは、いまは捨ててかかろう、と苦渋の決断をしたのです。その時はとても苦しかった。太田さんも苦しかっただろうけど、私も苦しかった。太田さんの涙はよくわかりました。私もあとでベッドに入ってから涙がにじんだ次第です。

組合の基本的な条件がここで決まりましたので、今度は会社の入江さんを呼んで、組合は こういう基本的条件を提示している、会社としてはこの二人が退くということで解決する方 向で検討してください、これはもう地労委としての最低条件です、と言いました。入江さんが会社側に伝えたが、社内の強硬論が強くなかなか方針がまとまらず難航したようです。ともかくこちらの提案をうけいれて、それをベースに詰めましょうということになったのは、12月末もおしせまった頃でしたね。そこであっせん案の骨子を決め、その具体的な内容をおよそ検討してホテルから家に帰りました。あっせん案の提示は明けて新年1月の5日としました。その間に、会社、組合に案の骨子は伝えて、案の提示にあたって、「NO」と言わないように内部をまとめておいてください、会社は会社なりに強硬意見もあろうし、組合の中でも幹部の辞職に抵抗もあろうけれど、あっせん案を出したときにともかく「NO」と言わないようにと、それぞれ内部での詰めをお願いした次第です。

ホテルに入っている間、私どもは経過など一切外部に知らせていなかった。というのは、あっせんの過程が新聞やテレビ、ラジオなどにもれますと、いわゆる雑音が入ってきて、できるあっせんも途中でパーになる危険性があるので、私どもの所在や動静は外に漏らさないことになっていました。私はホテルに入ってから、ずっと家に帰っていないわけです。そこでうちの家内の友達は「おたくのご主人はおかしいよ」と心配してくれたそうです。私には大学の講義がありますが、ホテルから出かけてすぐ戻るという状況でした。談義さんも主宰する雑誌の編集の仕事がありますが、隠密行動でした。その間の、ホテルの費用や雑費が随分かかったと思いますが、これは知事の寺本さんのほうで手当てしてもらった(経常費ではまかなえないものが多いので)ようでした。ともかく最終段階になると、通常のあっせんとは全く違ったやりかたでやりました。

ホテルにこもっていたとき、相棒の荒木さんは、夜中の作業の合間に眠気覚ましと元気づけに焼酎を飲んで勢いをつけるんですね。私も同様でした。談義さんは「水師営の会見」を歌いだす。小学唱歌です。「旅順開城 約成りて 敵の将軍 ステッセル 乃木大将と会見の 処はいずこ 水師営」。これはロックアウト解除を期待する心の発露であったのでしょう。私もつられて「戦友」を口ずさみました。「ここはお国を何百里 離れて遠き満州の赤い夕日に照らされて 友は野末の石の下」。土浦の海軍航空隊での生活が酔いでよみがえったのでしょう。まあ二人とも、こんなことで元気付けをしていたのでした。若い私はともかく、年配の談義さんには心身ともにきつかったろうと、今にして思います。

あっせん案を労使双方に示すと早速、新聞にその内容と関連記事が大きく出ました。太田さんはここで、解決のために演技をしなければならなかったようです。新聞には「地労委はけしからん、あんなあっせん案を出して」というような言葉がでていました。予定どおり、地労委が悪い、と批判をぶったのです。それを新聞でみた私の家内は、太田さんはブリブリ怒っているよと、私を非難する始末でした。県総評の幹部で、かねて親しかった人も、抗議に来ました。五高以来の友人である民法学者は「おまえは、とぼけとらんかね」と切って捨てました。ともかく四面楚歌の状況でした。こちらは黙ってやり過ごすほかなかったのでした。

予測したとおり労働法学者の批判が巻き起こりました。それは当然のことで、少しでも労

働法を知っていれば、「なんだこのあっせんは」と思うのはしごくあたりまえの反応です。 東京都立大学の籾井常喜という労働法の教授がいますが、彼は「ジュリスト」という法律専 門雑誌(「争議責任追及と労働委員会の使命—水俣争議をめぐって」第269号1963年3月)に 論文を書いて、水俣争議あっせんを批判しました。いわく、荒木は労働法学者としては、も う少しましな男だと思っていたが、こんなひどいあっせんを出しているとの趣旨でした。彼 は、こんなことを他の地労委は絶対に真似をするなとの警告の意をこめて、批判を書いたの でしょう。

その後、労働法学会で彼にあったとき、「あなたのいう理屈は分かるけど、太田さんに聞いてみてごらんよ」と言ったことでした。彼とはその後も親しくしている仲で、なんのわだかまりもありません。争議終結からかなり年数がたったあと、さる大学の助教授の人が水保争議の調査研究をしているということで、色々な質問をしてきました。調査対象は組合側の太田氏、会社側の入江氏、それにあっせん員の私(談義さんは亡くなっておられたかと思います)とのことでした。太田さんの方はと聞くと「わしはそんなことは忘れてしまったよ。何もあんたに話すことはない」と断わられたということでした。入江さんは、かなり詳しく話してくれたということでした。入江さんの談話についても私に確かめたいということでした。私も太田さんと同様に、「何も確かな記憶が残っていないから、折角の調査ですが」と断りました。その人は何とかまとめて大学の紀要かなんかに書かれたようです。研究者の調査ですから、快く応じるのが礼なのですが、このあっせんについては、お断りした次第です。

それからもう一つ、関連したことがあります。東大法学部の石井照久教授が労働法の本を 出されました。教授は中労委の委員もしておられたと思います。その本の一番後ろに資料が 付いていて、そこにチッソ安賃争議の熊本地労委あっせん案が全文収録されていました。こ んなのは異例のことです。労働法のテキストブックで地労委のあっせん案を全文掲載した例 は前例がないかと思われます。石井教授は、中労委の委員をしておられたので、中労委で あっせん不調になった事案を地労委がまとめたということで、そういう風に扱ってくださっ たのかなと、勝手に思ったことでした。

1月5日にあっせん案を労使双方にわたしましたが、その内容や解釈について双方から 色々質問がありました。その多くは会社からの質問でした。受諾か拒否か、社内で議論が沸騰したさまが質問にも見て取れました。これはホテルを引き払ったあとですので地労委の事務局で、地労委会長も同席されていたと記憶します。それらの内容はいろいろな文書になって残っていると思いますが、細かな事は今すぐには思い出せません。質問への回答は私のほうでいたしました。荒木談義さんのほうは、そういう細かいことは、全部私に任せるということでしたので。

しかし会社はなかなか回答期限までに議論がまとまらず、期限の延期を言ってきまして、だいぶたって受諾に決まりました。これで無期限ストライキとロックアウトの対決は終わりました。だが、みなさんのご承知のごとく、あっせん案の中身にふくまれた人員整理の問題について、これはなかなかスムースにゆかず、たびたび労使双方を呼んで調整に苦労しまし

た。その経過は記録を見ればはっきりしますが、なかなかにしんどい作業でした。 その過程で裁判所のほうに仮処分の申請も提起されました。この仮処分申請について、これ また私に思い出があります。裁判所から非公式に呼ばれて、担当の判事と会うことになりま した。これは全く非公式の接触で、何の記録も残っていません。この会談を踏まえて、昭和 38年9月20日に、熊本地方裁判所の後藤寛二判事から地労委会長に対して、次のような公文 書が出されました。

「組合と会社の右当事者間の熊本地方裁判所 昭和38年の第479号仮処分決定に対する 異議事件につき審議中であるところ、被申請人において、基準を定めて申請人組合員を 解雇しようとする意志のように見受けられ、それが実施されると解雇に伴う紛争の結果 が予想されますので、貴委員会においてあっせん方要請いたします。」

仮処分の申請がきているけど、このままいくと指名解雇するおそれがあるので、地労委の方であっせんをしてくれというのが、後藤判事から地労委会長宛の文書です。後藤判事から非公式の話があったとき、後藤さんはざっくばらんに心中をうちあけ、次のように言われたのでした。「裁判所はこういう事件は、経過もよく分からず、また処理に慣れてもいないので、仮処分を型どおり進めても結果がうまくいくとは思われない。ここは争議を扱ってきた地労委のほうで処理してくれ、私としては地労委に文章でそう伝えようと思うが」と。私は、あっせんの経過から中身までずっと説明したのですが、後藤判事の意思は決まっていたようで、私の意見は通りませんでした。地労委への裁判所の文書の背景は以上のようなことでした。事案は結局のところ私がまた担当する事になりました。後藤さんという判事は裁判官としては、人情味のある人で、私は個人的に敬意と親しみを覚えました。

普通の裁判所なら結果はどうあれ、型通りに片付けてしまうようなところを、事案の性質と処理の在り方をよく考えて、ベターな方法をと考えられたのだろうと思います。事件が終わって数年たったあるとき、京町辺りで後藤さんに行き会ったときのことを、はっきりと覚えております。顔にガーゼを貼り付けておられ、少し血の色があったようでした。挨拶してそれとなく聞いたら、「私は癌になって手術でここを切っている」と言われ、驚いたことでした。しばらくしてお亡くなりになられました。まだ働き盛りの御年なのに、本当に惜しい裁判官を失ったと残念でした。

人員整理問題が福岡高裁に控訴されたとき、私は証人として立ちました。この時は、争議 あっせんの機微について裁判所でいろいろ質問がありましたが、私はこれは職務上の秘密に 属する事項があるので、と言って、詳しいことは話さずに済ませました。

それやこれやで、事件から私が完全に解放されるまで、ずいぶん長い時間がかかったような気がします。私の生活経験の中で、土浦航空隊の時期と水俣安定賃金争議あっせんの時期が、特に記憶に残るものになっています。

あっせん作業は、私としては一生懸命にやったつもりですけど、なにせ若輩の私の力及ば

ずして、組合員の方々には結果的に大変ご迷惑をかけたという想いは常に去来します。

しかし、今日こうして江口さんはじめ組合員の方々がおいで下さって、約半世紀ぶりにお 会いできたのは、本当にうれしいことであります。

荒木誠之

1924年生まれ。法学博士、社会保障法・労働法専攻。熊本大学法学部を経て、九州大学法学部教授。1994年より、熊本学園大学教授、宇部フロンティア大学を最後に退職。著書に『社会保障の法的構造』『生活保障法理の展開』など多数。熊本県地方労働委員会の委員として、安定賃金争議のあっせんをまとめる。

質疑討論

石田博文 人員整理があったとき、「希望退職をつのる等」という条項の適用がありました。会社は希望退職を募ったのですが、結局、それが750名に満たない。そこで、750名の希望退職を3回やりました。3回でおそらく200何十人は退職に応じましたが、残りの人は辞めなかった。そしたら、基準解雇といって、南九配転(1963年11月1日、会社は希望退職募集で予定人員の退職者を得られなかったため、第一組合員269名、第二組合員41名に対して新日窒を退職させ、子会社の南九州開発への勤務を通告。この会社は争議処理のために作られたもので当初は仕事さえなかった)が出てきたわけですね。僕らはペーペーの組合員ですから執行部に文句言いよったのは「なんでや。あっせん案にはなんも書いてないじゃないか」と言ったら、「希望退職をつのる等」の"等"の中に入っておると。組合はそうは言っていないけど、会社はそういう風に言って、解雇してきた。だからそれは地労委の問題だろうと言われた気がする。その辺の真意は先生どんなでしょうか。

荒木誠之 あれはあっせんを会社に呑ませるためにですね、「等」を入れないと詰まらん、 会社は絶対呑まない。「等」というのは中身は曖昧なままで会社に呑ませるために入れたわ けで、特別な内容を前提にした文言ではありません。

石田 このとき希望退職には組合は応じるとなっていて、「希望退職の勧誘の話で呼ばれた ら、行きなさい」という組合の指導があったもんだから、私は呼ばれて行ったんです。その ころ私は不当配転で電気炉という職場におったんですけど、6時間説得されました。朝8時 に出勤したら、課長が「おい石田、部長が呼んどるぞ」と言うので行ってみたら、もう説得 部屋というのが作ってあるんですね。そこに行ったら、ちゃんと退職届は横に置いてあって、 電気部の部長が私を呼んだわけです。終わったのは午後2時です。途中でお昼休みになった けど、昼飯を食って外の門から出てですね、写真屋に行って履歴書に貼る写真を撮ってこい と言われて、写真も撮ってですね、そして履歴書に3枚、九州化学とかなんとか糊とかいう 会社を3つ並べて、この3つのうちなら君はどこにでも入れるんだから応じなさいと言って、 履歴書もそこで書かされました。その時は組合活動家のレベルではないですから、そのまま 1対1で缶詰ですから履歴書を書くんですね。迫られるから写真も貼りました。就職あっせ ん室というのがチッソの門を出たところにありまして、今度はそこに連れて行かれて、そこ で就職あっせん部の人が「石田さんあなたは、ここの会社が採用すると言ったら辞めるんで すね」といわれて「いや、まだそこまでは」と、もたもたと言ったような気がします。そこ で私は組合活動をしなければ首を切られると思ったけん、組合をしようという気持ちになっ たんです。そんなふうでした。

江口正安 今の問題と関連しているんですけど、会社が強硬に主張したという、組合活動家の首切りの問題ですね。あっせん案に関係あると思うんですが、あっせんの段階で会社は組合活動家から数百名絞って職闘(職場闘争委員)から執行委員とか数十名が首切り必要だと聞いておるんです。そこあたりをもう少ししゃべっていただけませんか。

今まで言ったように「等」ですね。本来、あっせんとか調停とかいうのは羊羹を切ったみたいにスパッと出せば、まとまるものもまとまらんとですね。ある程度、当事者の力関係にゆだねているんですね。灰色の文言を使って双方の力関係にゆだねるという落としどころだったんじゃないか。そういう考えで「等」を使ったんじゃないかなと私は思うんですね。そこらへんどうでしょう。

荒木 入江さんのほうからは指名解雇と言う言葉は一言も出てこなかった。会社の中では 色々強硬派の人はいたでしょうけどね。だけどあっせんの場では、指名解雇というのは私は 聞いていません。しかし、この「等」というのは今言ったように、具体的に事態がどういう 事になるか分からんとき、この「等」というのを入れて、これを会社側にまわして、入江さ んはおそらく強硬意見をおさえるためにこういう言葉を入れたというふうに思われたので しょうな。私のその時の記憶がいま正確ではないのですが。言葉の使い方一つで全体がパー になることもあるわけで、これは一つの潤滑油みたいなものでありました。普通、調停、 あっせんなどでよく使う表現なんです。希望退職だけで当時は100%になるか分からん段階 でのことになると、やっぱりそういう表現を使って、ともかく争議の終結に導き、あとはそ の後の当事者間の交渉で処理し、うまくいかなければ地労委が入ってまとめましょうという つもりでした。こういう背景でなされた表現でした。

江口 第2組合の幹部のメモ帳があるとですよ。それによりますとあっせん案から出た御用 (組合)と会社の動きがでとるんです。強硬派はさっき先生がおっしゃったように吉岡社長ですね。北川工場長、久山上役。それとなるべく収めようというのが、おっしゃった千原副社長、そして児玉。そういった名前が書いてあっとですよ。御用の組合長と顧問の鬼塚義定、五藤春夫3名が急遽上京して「絶対に呑むな」と強硬派を突き上げるわけですよ。たしかに先生がおっしゃったように入江さんはだいぶ苦労されたと思いますね。

横田重信 今、江口さんが言われたことに関連して、私のメモを見ると(昭和)37年の4月17日の団体交渉 [注:この日の交渉で会社側が安定賃金構想を提案]を記録したやつがあるんです。それを見ますと珍しいことに吉岡社長が団体交渉に出てきて色々しゃべっているわけです。チッソの場合は、社長が出てくるということはほとんどなくて、池田重役といわれるその当時の担当の人が出てくれば最高です。あと社長が出てくるというのはめったになかったんですが、その時は出てきて、そして色々しゃべっています。

会社の中にも強硬派とそうでない者がいたようで、団体交渉が終わったあとで、勤労部の

中村と書いていますけど、その人が最後まで残って内幕をばらしとっとです。それを私がメモをしているんです。この団体交渉の直前に重役の会議があったそうなんですが、その重役会議があるまで、人事当局は、会社が安定賃金などというのは予想もしていなかった。ところが、重役会議で急に決まったもんだから、前もって安定賃金構想ということの団体交渉もやれなかったと、だから申し訳ないとそこで言うとるんです。それで分かるのが強硬に直前の重役会議にでてきた強硬派が安定賃金構想をまとめとるわけです。勤労当局の案ではないというとるんです。

思い出すのが当時の北川工場長です。この人は先生のお話では非常に強硬派だったということですが、この人は前年に守山工場長をやっていたんですね。そして、前年に守山工場で組合が同じように分裂させられて、同じような闘争をやっておるんですよ。私はずっと行ってましたので、だいたい北川さんのやり口も分かっていたつもりですが、その人が昭和37年になると水俣工場長に転勤してきたんです。そしたら、急に同じようなやり方を水俣でやった、ということなんですね。会社との交渉の合間合間に、そこら辺をちらちらと勤労当局の連中が言いよったのをメモしていますが。そういうわけで会社内部も同じ一枚岩ではなかったと。強硬派もおれば、そんなことするなという派もおって揉めとったということらしいですね。

それから、あっせん案の終わり頃のメモを見ますと、私はそこでは熊本に行っとんたんです。はじめは安定賃金で出発したんだけども、あっせん交渉の中心のところで、私のメモでは4つの中心ということになっているんですね。

会社の主張の柱は、安定賃金を通すということ、いわゆる主謀者の処分、人員整理、それから就労のほうは3ヶ月かけて就労させる。この4つがですね、いわゆるあっせんの中心になっているというふうに太田薫さんはおっしゃっていたんですね。そういう説明でした。

途中で、太田さんから「おまえたちの首は全部俺にくれ」という風にいわれて、びっくり したということがありましたけど、それは色々議論のすえ「よかろう、首になろうではない か」という話までしました。そのことだけは忘れられんですね。もう首になるなと思とった もんですから私も。太田さんが大粒の涙を流されたというお話、今いわれて私も感激しまし た。

山下善寛 貴重なお話ありがとうございました。あっせん案を見てみると、代表取締役副社 長千原末夫宛になっているんですね。先ほどの江口さんとか横田さんとの関係もあると思いますけど、吉岡社長だったと思うんですけど、この社長が強硬派だったから千原さん宛にでてきたのかというのが一点、それから石田さん、江口さんからもでてましたけど、「等」とか責任者、争議の指導者これも大きな問題だと思うんですけど、6項に「下請業務の再検討により人員整理の減少」に努めるという項目がありますけど、これも荒木先生にとっては非常に大変な内容だったと思うんですけど、代表のところと下請けの所と2点教えていただけますか。

荒木 普通ですと代表取締役社長が署名捺印することになるんですが、その時どうして千原さんにしたのか、私もいま思い出せませんが、たぶん吉岡社長名じゃないほうがいいと会社のほうから出たんじゃないかと思うんですね。私の方からことさらに社長を避けることはしていませんし、すべきでもないことです。社長に「NO」と言われたらどうしようもなくなる、あとで取りつく島もなくなるので、千原さんを当てたということになったんじゃないかと思います。明確にそのとき認識したわけではありませんが、その点を会社側に聞いたりしたことはなかったと記憶しています。私も千原さんとは、何回かあっせんの段階で顔を合わせていますので、特に奇異の感はありませんでした。

それから、下請業務の再検討によること、これは今私、なんでこういう文言を決めたか記憶が定かでないというか。おそらく、あっせんの過程で会社が人員整理を少なくしますという風に言っておったんで、このあっせん案の中身を示す段階でこういう表現にするということで、会社も組合の方もよかろうとなったような気がします。私の記憶は定かではありませんけど、たぶんそうだったかな、と今はお答えします。

普通の場合、あっせん案はその骨組みだけを労使双方の委員が当事者に示し、文章にしたのをいきなり出すんです。安賃の場合は、あっせん案でかなり細かいところまで示し、さらに双方からの質問に答えて、双方は了解されて受諾に至ったのでした。しかし細部にわたっては、その後の経過に委ねられたのは、やむを得ないことでした。

大戸迫輝夫 当時、執行部におりました大戸迫です。先生の話をきいたら、本当大変だったと思います。私たちはずっと専従でやってまして、水俣の日窒労組の執行委員だけだはなくて、ほぼ同数ぐらいの合化労連の中央執行委員が来ていて、しょっちゅう論議しとるわけですよね。ですから、あっせんの段階に入ってから会社の強硬な話が時々入ってくるわけですよ。私たちもその2・3年前でしたか、三池争議に応援に行って三池のことを十分知っていたわけですよ。合化労連の中央執行委員あたりが盛んに言っていたのは、会社は執行委員はもちろん活動家も含めて、700人ぐらいの解雇を考えていると。だから、そう聞いとったもんですから、両先生のあっせんは大変な事は、我々は思っとったわけです。しかし最後に出た答えで、指導者2人ですんだことには、正直言ってびっくりしたんですよ。正直言って僕は、全国オルグもあるから覚悟しておけと、合化の執行委員から言われとったわけですから、あれだけの争議をやって、これでおさまったということは、立派だなと今でも思っているんですよ。それが私の感想です。

花田 最終的に2人の解雇でおさまったわけですが、会社側あるいはあっせん案作成の過程 でもっとたくさんの解雇というような話はあったんですか。

荒木 少なくとも、千原さんや入江さんからそのことは聞いていません。入江さんが、会社 の中は大変でわいわい言っています、ということは言ってましたけど。具体的に、さらに解

雇を求めるような話は、一切あの人は言っていなかった。とにかく、会社は議論が沸騰してすぐには答えが出ませんと聞いていました。強硬派と解決派の人たちの議論が最終段階まで続いたと、間接的に聞いておりました。

荒木 ところで、あっせんで一応争議が一段落ついたころ、私の自宅宛にこのように6通の手紙が来ました。組合員、一般市民、新労の組合員といった方々です。私信ですので中身をいちいち読むわけには行きませんが趣旨はだいたい次のような事です。

これは賃金(一時金かと記憶します)の支給額について組合間に差別がある、所属する組合の違いによって賃金に差別をしないように地労委として早くおさめてほしい、また、今水 俣病問題で大変なときに、組合間でそういうごたごたがあるのは、市民として苦々しく思うので、できるだけ組合間のごたごたを起こさないように願う、といったことでした。水俣病の事私ども地労委の管轄ではありませんけど、そういうことの訴えもありました。

山下 私たちは水俣病の問題で日本興業銀行に行きました。あっせんの段階で、熊大のドイツ語の先生の高野先生に紹介状を書いてもらって、興銀に行かれたということで興銀の方も力があったんではないかと思うんですけど、その後熊大の高野先生に会われて、その事についてお話をされたことは何かございますでしょうか。

荒木 興銀から帰ってすぐ高野先生に会って、お陰様で興銀の幹部の人と会って、非常に丁重に接してもらいましたとお礼を申しました。チッソのほうに働きかけをしていただけるだろうという報告をしました。その後は高野先生とは争議の作業で忙しく、大学で会う機会もなかったのですが、あっせんで一応争議が終結したとき、「よかった、批判の出るのは仕方がないな」と言ってもらったことを覚えています。

富田義典 佐賀大学の富田と言います。研究者ですがこの研究会に出ている者です。

先生があっせん案を作られた時点で、一応この争議はいったん終わるというか、とりあえずの終局をむかえたわけですけれども、その時点で、再就労を始めなければならないし、希望退職等の先ほど使われた「等」の問題や整理解雇の問題などこれからまた色んな事が起きるだろうと、当然予想されたと思うんですね。その中で一番、1月5日の時点に比べて気になっていたというか、その後のことで気になっていたというのはどの辺のところでしたか。

荒木 希望退職がうまくいくかどうか。これがうまくいくかいかないことによって、その後の労使関係がうまくいくか、あるいは非常にこじれるか、ともかく希望退職がうまくいくかどうかが一番気になりました。この点について、もし、これがうまくいかなければ、これは長期の仕事になるので、二人のあっせんから通常の労使を加えた方式でやる他はないかなあと、そう思ったこともありました。しかし、労使は入ろうとしない、結局最後まで二人でや

るということになりました。

富田 もう一度今のところで、この希望退職の問題がうまくいくというのは変な言い方ですけど、希望退職が労使にとってスムーズであれば、本来のあっせんの形態である労使の委員も入れて、やれるようになればというのは、うまくいかなければ労使に入ってもらわなければいかないなということなんですか。それとも、うまくいけば労使の方も入ってもらって三者でやるというどっちのほうですか。ちょっと分かりづらかったもんですから。

荒木 結局あっせんの履行過程の問題ですね、就労、希望退職というのは。あっせんの履行の問題ですから、原則論をいえば、あっせん案を作った二人でやっていくのだけど、荒木さんはもう任期がなくて地労委の委員じゃなかったように記憶します。だから通常のあっせんのかたちであれば、地労委の三者構成という形になるのですが、今さら、労使委員が入ったって、かえってまた一から復習するということになりかねない。ここは、あっせん案を作った二人で始末をつけるのが筋だということで、まさにそういうことなんですね。これを新たな紛争として扱うならば、通常の三者構成のあっせん委員でということになります。だからこれをあっせん履行での紛争と見るか、新たな紛争と見るかによって違ってきます。しかしこれは履行過程における問題だとみるのが自然ですから、そういうふうにしたんです。

富田 関連してもう一点。今日、配られている組合のほうの『斗争小史』という資料で、希望退職の問題でそれぞれあっせん案に対して組合側と会社側が質問していてそれに対して、先生たちが答えられているところがあるのですが、とくに会社側に答えている、漢数字の四のところのか六項、過剰人員問題について(2)ですね。「『希望退職を募る等』の意味は、組合の質問に対する回答のとおりであり、一定の基準を設けて該当者を整理することは、会社が特定の者を直接指名して解雇することには含まれない。」そういう回答があるんです。この意味を文字通り受けとるとですね、指名解雇は希望退職等には入らないけど、一定の基準を設けて該当者を整理することは、これは指名解雇ではないというふうなので、その後の展開とも関わることなので、文字通り解釈してはいけないんじゃないかと思うんです。お考えになったことをできればお聞きしたいなと思うんですけど。

荒木 ご質問の文書をいま、はっきりと思い出せませんが、おそらく組合に回答したように、 両者の協議によって基準ができれば、それによって処理することはよかろうという趣旨だっ たと思います。今ここで考えられる、例えば刑事事件の責任者側として双方が了解した場合 などです。この回答を出した時、何を想定していたか、記憶がありません。

富田 一定の基準を設けてというのは、かなり狭い意味で使ってそうというか、そういう意味なんだということですよね。

江口 労使協議して基準を決めるというのは、結局回答がなかったんですね。

石田 私は当時の組合執行部が南九配転を受け入れたいきさつというのは、江口書記長、横田さん、大戸追さんや組合の執行部が非常に大変だったろうなと思うんですよね。

江口 もう忘れた~。

山平勝利 忘れたはないでしょ(笑)。代議員会議議事録をみればどこにも出てくるんです よ。

江口 次から次やったけん、どこで出よったんか覚えはないです。

山平 南九配転に対する贖罪というのは、かなりあったようです。

横田 結局チッソの会社側の態度というのは、今の水俣病に対する態度を見れば分かるように、もう我々労働者に対するやり方も水俣病に対するやり方もだいたい同じ。あの当時からチッソは人間を人間と思とらんかったわけですよ。それは一つも変わっとらんですね。後藤舜吉会長の態度なんか見れば、ちっとも変わっとらんです。したがってチッソの体質というのはもっともっと、市民の力で、これからちっと考えていかんと、会社を辞めたからといって、それは終わりではないような気がしますね。

花田 最初、荒木先生が「戦友会に来た気分である」と言われたですね。立場上は公益委員ですから、中立委員なんですけれども、やはり先生はこの労働委員会にこの地労委のあっせんに関わるといったら、組合のほうにシンパシーを持っておられたことなのかなと少し感じます。

それから、最初のほうで会社側はこの争議は勝つつもりでいたわけですね。そういう意味ではあっせんに乗らなくて蹴飛ばしたところで、おそらく合化労連のお金も尽きてくるだろうし、争議は朽ち果ててゆく。ということなので話ものる必要がなかった。だけれども、なんでこの時点でのるという風になってしまったのかなということが気になります。

太田薫委員長が「よし二人で」と言ってやる、そして入江寛二取締役がのってくる、というように話の筋はとってもドラマチックなんですけど、全体の中で何でこの時期にというのは、外からみている者としてはわかりにくい。もう少しそのあたり先生の解釈なりというのをお聞かせ願えればと思います。

荒木 それは、正直分からないけれど、一つは当時の寺本知事がこれはこれ以上長期の争議をやるのは、県民としてよろしくないと。行政的にかなり乗り出してきたということがあり

ます。会社はこれを蹴飛ばしたら、色々具合が悪かろう。水俣病の問題もようやく表面にでてきましたからね。あっせんの受諾をひき延ばすのは、会社にとってかえって結果が悪かろうと考えたのだろうと思います。最初の段階の気持ちでは、あっせんにのって様子を見てみようか、といったものだったかもしれません。水俣病問題が一つあって、争議もある程度の所で収めようと考えていたようです。水俣病の事があるから争議を早くおさめたほうが良かろうという考えが、たぶん会社の内部にあったんじゃなかろうかと思います。これは私の推測で、実態は確認しておりません。ただ、入江さんからは、水俣病のことは雑談の中でときどきでてきました。

礒谷明徳 私は組合ではなくて学者なんですけれども、九大の礒谷と申します。先ほどの興 銀の話なんですけど、興銀に行かれた際にチッソのほうに色々あっせんにのるようにという ふうな話のときに具体的には今先生がおっしゃったような様々なここでの状況をおっしゃっ たということなんでしょうか。どんなお話を興銀の方にされたんでしょうか。

荒木 あまり長い時間ではなく、半時間足らず居たかと思いますが、今その細かな記憶は定かではありません。要は、「労使の全面対決が続くと、水俣の地域社会のみならず熊本県としても非常に具合が悪いということになってくるので、地労委としては何とかしたいと考えている。会社の主力である興銀のほうから会社に対して、地労委があっせんをするときに、とにかくその場に出るようにすすめてほしい」という趣旨でした。細かいことは言っていませんけど、地域社会の発展のために争議解決を期待しているということを述べたのです。それが中身で、あと半分は高野さんのことなどの雑談でした。ともかく、会社への指導を宜しくお願いしますということが、訪問の目的でした。

松田哲成 私は江口さんとか横田さんとかああいう執行部ではないし、一般の組合員だったし、えらい大争議になったという印象でしたので、私はこのあっせんがでて、結局組合員がまとまったというときに正直に言って、安心したというかですね、よかったなあと思いました。特別にこのあっせん案は組合員に悪いということでもないよと、あとはやっぱし自分たちがこれからあっせん案の中でどうしていくかと私なりに見たときに、安心をしたという気持ちでした。その後の組合員がこのあっせん案にしたがった話だとか指導だとか、こういうのも私は非常に適切だったと。そしてまた組合員もあれだけの大闘争をしてきて、結局非常に組合の言うことを信頼して、そのとおりとは言わないけどですね、それにのっとって、最善の道を探っていったと。私はこの闘争は色々あったかもしれんけど、最終的にはいい結果、組合の運動というのも、このことは組合員は目覚めた、一人の人間として目覚めたと、そういう点で私は非常に大きな代償を払ったけどいいことを得たんじゃないかと、私の闘争についての感想というか気持ちの整理だったと思います。

だから会社の組合というか、私はさっき言いましたように警察なんかの介入というのが、

まったくもって不当だったとそういうような気持ちで、組合と会社というよりは我々と権力 というものは、あるのかというのを身をもって感じたと。そういうのが私のこの闘争を通じ ての感想でした。

横田 先ほど先生の結びのところ、あっせん案をだして、労働者の皆さんに迷惑をかけたというお話があったと思うんですけど、そういうことは全然思っておりません。私どもはあっせん案について感謝して今日先生がおいでになるということを聞いて、集まったわけで、迷惑というのと全然違います。私どもは先生に感謝、感激しておって、日頃からそう思っておるもんですから今日は来たわけでございます。是非一つ戦友の気持ちでこれからも一つご指導をお願いしたいと思います。

荒木 どうもありがとうございます。今日のお話は私の気持ちばかりのプレゼントです。私の力足らずであっせんの結果についての意に満たない思いは常にあります。お言葉、どうもありがとうございます。

花田 私のほうからもう一つ、争議のあとの先ほどの荒木先生のお話では、その調停というか1月のやつの履行を追いかけていくということで関わるということなんですが。実際にはその年の38年の5月とあと組合側から地労委にあっせん申請書というのが出ているんですね。形としては、そういう形をとってあっせん委員の両荒木が受けるという形になるんですかね。先生が新日窒の争議にずっと関わられていたのはいつぐらいまで関わっておられたかご記憶ありますか。

これは私が不勉強なだけなんだったんですけど、今日見ている記録の限りでは昭和38年の1月にあっせん案の提示ですが8月ぐらいから職権あっせんが始まっていって、半年ぐらいかかってまとまるんですが、それから1年ちかく希望退職がありまして、その都度争議になって、あっせん。両荒木の名前であっせん案がでる。あるいは、組合からの質問に対する回答という形で案が示されるということで、先ほどの話だと事実上、荒木先生がずっとなさっていたということでよろしいですか。

荒木 はいそういうことです。基本は二人で決めて、私が文章化しました。

山下 いろいろ苦労されてまとめていただいたんですが、私たちも先ほど横田さんがおっしゃったように、先生たちの努力のおかげだと思うんです。あっせん案を出されたあと会社 側から、公益委員の先生方に、申請とかと別にですね、個人的に注文を付けるとか、意見を言ったりとか、そういうことはございませんでしたか。

荒木 正式にはなにもありませんが、入江さんから個人的に、ご苦労さまでした、私はでき

るだけ間違えないように苦労しましたと言われました。

その後、私がアメリカの人物交流計画により国務省から招待されて出発のとき、合化労連と会社からご挨拶がありました。

富田 荒木先生に聞こうと思っていたことがあります。もう一方の荒木先生ですが、僕は以前、熊本市内の神風連記念館というところにたまたま行ったとき、『神風連実記』という本を書いているのをみて、そういう研究をされていた方とは知っていたんですけど、ここの研究会にきて、あっせん委員の所で同じ名前をみるなんて夢にも思っていませんでした。なぜ、あっせん委員になられたのか。ごく簡単な事なのかもしれませんが気になっていたものでお尋ねさせていただきます。

荒木 荒木さんは思想的には右に近いですね。神風連の研究や顕彰もしておられます。敗戦の時は藤崎宮に有志と立てこもって、降伏に反対したなどが伝えられています。神風連関係の仕事のほか、郷土の志士や文化人の調査や広報の活動も精力的にされていました。とにかく当時は県の文化界の大御所的存在でした。私は「日本談義」の誌友で、熊本大学に赴任以来のお付き合いをしてきた方です。ですから、争議のあっせんを二人でやる以前から、親しい間柄でした。そのつながりがなければ、あのあっせんは出来なかったでしょう。

彼は、とにかく肩書きや地位でいばる人が嫌いでしたね。だから水俣の会社のやり方については、批判もあったのでしょう。水俣工場長の北川さんへの対応は、そうでした。あっせんに談義さんをあてたのは、私一人だけでは、荷が重すぎて仕事になるまい。私は当時三十歳代の後半で、年齢的にも会社では、「あの若僧が」ということになろう。荒木さんは県内での知名の士であり、思想的にはやや革新的な私に対してやや保守的というバランスも顧慮されたのかもしれません。年齢的にも感覚的にもバランスがとれたコンビ、そういう配慮があったのでしょう。

大戸迫 談義先生は先生とどれくらい差があるんですか。

荒木 そうですね、あのころの荒木さんは70歳前後だったようですから、私とは30歳ぐらいの差があったかと思います。ちなみにいえば、不思議なことに女房が同姓同名。荒木嘉子といって字もまったく一緒です。これはかなり後になってからですが、談義さんのほうから夫婦同姓同名のよしみで一緒に晩飯でも食おうといって、夫婦が顔を揃えたことがありました。

花田 長時間ありがとうございました。それでは、せっかくですので、記念写真をとりたいと思います。



研究会終了後、荒木誠之先生を囲んでの記念写真(2008年撮影)

発言者

石田博文 1941年生まれ。1956年入社。1967年8月~1971年7月執行委員。

江口正安 1927年生まれ。1943年入社。1961年8月~1963年3月執行委員、1963年4月~1982年7月書記長。

大戸迫輝夫 1929年生まれ。1946年入社。1959年8月~1969年7月執行委員。

松田哲成 1929年生まれ。1948年入社。1955年11月~1956年8月、1968年8月~1970年7月執行委員、1970年8

月~1983年7月副執行委員長。

山下善寛 1940年生まれ。1956年入社。1970年8月~1978年7月執行委員、1978年8月~1990年7月執行委員長。

山平勝利 1944年生まれ。新日窒工学校を経て、1962年入社。2003年8月~2004年7月執行委員。

横田重信 1928年生まれ。1946年入社。1957年9月~1960年7月執行委員、1960年8月~1961年7月書記長、

1961年8月~1963年3月執行委員、1963年4月~1965年7月副執行委員長。

富田義典 佐賀大学経済学部教授。専攻は労働経済学。

磯谷明徳 九州大学大学院経済学研究院准教授。専攻は経済理論、労働経済学。

花田昌宣 熊本学園大学社会福祉学部教授。専攻は社会政策、労働経済学。